

平成18年6月7日

# 株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号  
株式会社 クレスコ  
代表取締役社長 岩 崎 俊 雄

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月21日（水曜日）までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目16番18号  
ホテルJALシティ田町 東京 地下1階  
鳳凰の間  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようお願い申し上げます。)
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第18期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びにその監査結果報告の件
  2. 第18期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）貸借対照表及び損益計算書報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 第18期利益処分案承認の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」（28頁から37頁まで）に記載のとおりであります。
  - 第3号議案 取締役6名選任の件
  - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 営業報告書

(自 平成17年4月1日)  
(至 平成18年3月31日)

### 営業の概況

#### 1. 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の改善を受けて設備投資が堅調に推移し、個人消費も持ち直しの動きが見えるなど、景気は緩やかな回復基調にありました。一方では、不安定な国際情勢及び為替の変動、原材料、原油価格の高騰などの先行き懸念もあり、経営環境は不透明な状況が続いております。

情報サービス産業界においては、顧客の情報化投資に対するコストパフォーマンスや提案内容の差別化要求が一層厳しさを増しており、受注単価については、まだまだデフレ状態から抜け出せない状態にあると言えます。

しかしながら、金融分野における需要が増加するなど、状況はようやく好転しており、企業業績の改善に伴う情報化投資への意欲は全体として高まる傾向を示しております。

このような環境の中、当社企業グループは営業活動を積極的に展開し、主要顧客からの案件掘り起こしや新規顧客の開拓、製品やサービスの品質向上に努めてまいりました。

特に受注の確保を最重要課題とし、営業企画部を中心に受注の拡大に取り組んでまいりましたが、受注競争激化により一部主要顧客からの受注が伸びず、エンドユーザー企業への営業強化により受注高の積上げを図りましたが、期初計画を達成することはできませんでした。ソフトウェア開発では、主力の金融関連分野の受注が増加し、流通・その他分野の好調な売上拡大が公共サービス分野の不振を補い、全体として売上高を伸ばすことができました。また、組込型ソフトウェア開発では、携帯電話向けなどの通信システム分野がようやく立ち上がり、受注が増加し、デジタル家電などのその他分野も順調に推移したものの、カーエレクトロニクス分野における主要顧客からの受注が遅れ気味であったため、前年度比では微増の売上高にとどまりました。

一方利益面では、外注費の適正化やプロジェクト収支管理の徹底により利益向上を図りましたが、将来を見据えての採用活動の積極化による販売費及び一般管理費の増加があり、営業利益は前年度を下回りました。また経常利益は、資金効率を意識した運用などにより前年度を上回ることができました。

主な事業別の営業状況は、次のとおりであります。

#### ソフトウェア開発

ソフトウェア開発は主要な事業領域であり、売上高は91億97百万円（前年度比3.9%増）で全体の79.8%を占めております。事業内容は主に企業向けの情報システムの構築であります。売上高構成をエンドユーザー別に見

ますと、銀行、生損保、証券などのいわゆる金融分野の売上高が43億59百万円と高い比率になっております。近年においては特にインターネットバンキングなどのようにインターネットを利用したWebシステムの構築が増えています。当連結会計年度においては、生命保険会社及びクレジットカードや消費者金融といったノンバンク関連からの受注が増加し、前年度を69百万円上回り、43億59百万円となりました。公共サービス分野においては、保守などの定常的な開発案件が増加傾向にありますが、大型開発案件が終息し新規案件の立ち上がりが遅れているため、前年度を33百万円下回り、21億12百万円となりました。また、流通・その他分野ではR/3（総合基幹業務アプリケーション）を採用したシステム構築サービスを展開する子会社のクレスコ・イー・ソリューション株式会社の受注が順調に推移し、前年度を3億10百万円上回り、27億25百万円となりました。

#### 組込型ソフトウェア開発

組込型ソフトウェア開発の売上高は23億30百万円（前年度比2.9%増）で、全体の20.2%となっております。通信システム分野では、携帯電話や通信端末機器向けの開発が回復傾向にあり前年度を1億54百万円上回り、9億7百万円となりました。カーエレクトロニクス分野では主要顧客からの受注が遅れ気味に推移しており、前年度を1億60百万円下回り、9億58百万円となりました。デジタル家電や今後とも成長が期待される無線LANなどのその他分野では、着実に売上高が伸びてきており、前年度を70百万円上回り、4億64百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高115億27百万円（前年度比3.7%増）、経常利益8億61百万円（前年度比6.1%増）、当期純利益3億32百万円（前年度比65.6%減）となりました。なお、当期純利益の減少は、主に前年度に当社保有のニイウス コー株式会社（旧 ニイウス株式会社）の株式を一部売却し、12億90百万円を特別利益に計上していたことによります。

当連結会計年度の事業別売上状況は次のとおりであります。

#### 事業別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ソフトウェア開発	8,851	79.6	9,197	79.8	346	3.9
組込型ソフトウェア開発	2,265	20.4	2,330	20.2	65	2.9
合 計	11,116	100.0	11,527	100.0	411	3.7

## 2. 企業集団が対処すべき課題

日本経済が堅調に推移し、設備投資の増加による受注の拡大が見込まれますが、顧客の情報化投資へのコスト低減意欲はなお強い状況にあります。

このような状況で経営目標を達成するために、以下の課題に対し適切に対応してまいります。

### 案件個々の収益性の確保

受注活動において、業務量の確保という観点から受注条件の吟味を十分に行うことに重点を移し、収益性の高い案件の受注を目指します。また、高収益の可能性や長期の継続性といったメリットをもたない受注条件のパスシブ・リスクに対して、受注状況などの諸条件を検討し極力排除すべく対応いたします。

逆に十分なメリットを持ったアクティブ・リスクに対して、想定されるリスク・ヘッジを行い、積極的に対応しメリットを享受できるようにいたします。

### エンジニアの不足

企業業績の改善に伴う設備投資の増加による昨年後半からのエンジニアの不足は今後しばらくは続くものと考えられます。

当社企業グループ全体での新規採用及び中途採用を促進するとともに、パートナー会社（協力会社）との連携を強化し、エンジニアの供給能力を高めてまいります。

また、価格競争力の向上という側面もございますが、関連会社や当社内ローカル開発拠点の利用をさらに促進し、オフショアやローカルでの開発量を増大させます。そのために、コミュニケーション手段向上への投資と、実施時のプロジェクト品質確保のためにオフショア開発マネジメントの徹底を図ってまいります。

### 情報セキュリティの強化

昨年来Winnyによる情報漏洩の問題が新聞紙上を賑わせております。当社企業グループにおいてはコンプライアンス委員会を設置し、セキュリティ・ポリシーをはじめとするセキュリティ関連の施策を実施してまいりました。今後は下記のとおり重点項目を定め実施いたします。

- ・ Winny等ファイル交換ソフトの社用PCへの導入の禁止とチェック
- ・ PCなどの紛失又は盗難による情報漏洩防止のためのディスク暗号化などの対策の実施
- ・ プロジェクト毎のセキュリティ推進計画策定と実施及び検証

### プロジェクト品質の向上

当社は平成17年12月22日に、組込型ソフトウェア開発部門であるカーエレクトロニクス統括部において、ソフトウェア開発の組織的な成熟度レベルを測る指標であるCMMRの「レベル3」の達成をリードアセッサーより認定を受けました。

今後も、CMMRをもとに継続的な組織のソフトウェア開発の品質向上と、CMMIRも視野に入れた上位レベルの達成を目指していくとともに、より一層の製品・サービスを提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

### 4. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2億44百万円であります。その主なものは、自社ビル（神奈川県横浜市）の内装造作工事などの建物への投資額1億28百万円及びソフトウェア開発・組込型ソフトウェア開発業務に使用するパーソナルコンピュータなどの工具器具備品への投資額38百万円並びに自社使用のソフトウェアへの投資額77百万円であります。

### 5. 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

#### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 15 期 (平成15年3月期)	第 16 期 (平成16年3月期)	第 17 期 (平成17年3月期)	第18期 (平成18年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	12,035,849	11,171,669	11,116,439	11,527,760
経 常 利 益(千円)	609,196	603,764	811,962	861,575
当 期 純 利 益(千円)	387,550	884,520	966,113	332,745
1株当たり当期純利益	53円06銭	127円28銭	140円83銭	47円53銭
総 資 産(千円)	11,590,284	16,240,725	14,890,922	14,080,094
純 資 産(千円)	7,872,470	10,893,720	10,375,031	10,128,828
1株当たり純資産	1,137円60銭	1,601円35銭	1,593円69銭	1,547円41銭

- (注) 1. 第17期から旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 第16期における純資産の増加は、主として時価のある「其他有価証券」の評価差額に係る「其他有価証券評価差額金」（第15期「株式等評価差額金」）が2,358,481千円増加したことによるものです。
3. 第17期における総資産の減少は、主として株式売却等により「投資有価証券」が1,003,687千円減少したことによるものです。
4. 第18期（当連結会計年度）における総資産の減少は、主として投資有価証券の取得等により「現金及び預金」が861,369千円減少したことによるものです。

## (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 15 期 (平成15年3月期)	第 16 期 (平成16年3月期)	第 17 期 (平成17年3月期)	第18期 (平成18年3月期) (当期)
売 上 高(千円)	10,621,514	9,749,732	9,965,011	10,207,527
経 常 利 益(千円)	554,917	501,511	763,849	796,520
当 期 純 利 益(千円)	290,869	737,446	1,162,571	339,558
1株当たり当期純利益	39円37銭	105円89銭	169円95銭	49円85銭
総 資 産(千円)	11,992,217	16,291,930	14,559,429	13,784,996
純 資 産(千円)	7,999,795	10,862,490	10,541,039	10,301,648
1株当たり純資産	1,156円14銭	1,596円87銭	1,619円23銭	1,575円14銭

- (注) 1. 第16期より旧「商法施行規則の一部を改正する省令（平成15年2月28日法務省令第7号）」に基づき、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 第16期における純資産の増加は、主として時価のある「その他有価証券」の評価差額に係る「その他有価証券評価差額金」（第15期「株式等評価差額金」）が2,346,220千円増加したことによるものです。
3. 第17期における総資産の減少は、主として株式売却等により「投資有価証券」が1,239,627千円減少したことによるものです。
4. 第18期（当期）における総資産の減少は、主として投資有価証券の取得等により「現金及び預金」が1,096,084千円減少したことによるものです。

企業集団及び当社の概況（平成18年3月31日現在）

## 1. 企業集団の主要な事業内容

当社企業グループは、コンピュータのソフトウェアの開発並びに組込型ソフトウェアの開発を主たる事業としておりますが、事業別に次のとおりの内容となっております。

	区	分	主要な事業内容
情報サービス売上	ソフトウェア開発	メインフレームシステム開発	ネットワークソフトウェア、業務アプリケーションを中心とする大型コンピュータシステム対象のソフトウェア開発
		クライアント・サーバーシステム開発	UNIX、Windows等を使用したシステムのソフトウェア開発
	組込型ソフトウェア開発	ファームウェア開発 システム機器開発	カーオーディオシステム、通信機器、デジタル家電機器等のファームウェア開発 通信機器、車載機器等のシステム機器の開発、販売

## 2. 企業集団の主要な事業所

### (1) 当 社

本 社 / 東京都港区  
北品川センター / 東京都品川区  
横浜センター / 神奈川県横浜市  
北海道開発センター / 北海道札幌市

### (2) 子法人等

クレスコ・イー・ソリューション株式会社

本 社 / 東京都港区

ワイヤレステクノロジー株式会社

本 社 / 東京都品川区

## 3. 株式の状況

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 17,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数     | 7,308,054株  |
| (3) 株主数          | 4,453名      |

#### 4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	百株	%	百株	%
岩 崎 俊 雄	10,391	16.2		
浦 崎 雅 博	7,400	11.5		
有限会社シュンコーポレーション	5,850	9.1		
クレスコ従業員持株会	2,592	4.0		
田 島 健 司	2,204	3.4		
エー・アンド・アイシステム株式会社	1,781	2.8	3,550	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	1,515	2.4		
ソシエテジェネラルバンクアンド・トラスト	1,468	2.3		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	1,403	2.2		
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	1,294	2.0		

(注) 当社の自己株式(7,774百株)は議決権がないため、上記の表には含めておりません。

#### 5. 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

##### (1) 取得株式

普通株式	1,136株
取得価額の総額	1,682千円

##### (2) 処分株式

普通株式	31,732株
処分価額の総額	42,044千円

##### (3) 決算期末において保有する株式

普通株式	777,418株
------	----------

#### 6. 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

発行決議の日	平成15年6月20日
新株予約権の数	1,182個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	118,200株
新株予約権の発行価額	無償



## 7. 企業集団及び当社の従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前年度末比増減
ソフトウェア開発事業	559名	34名増
組込型ソフトウェア開発事業	158名	6名減
全社（共通）	51名	8名減
合 計	768名	20名増

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員5名がおります。

### (2) 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前年度末比増減
男 性	563名	14名増
女 性	122名	6名増
合 計	685名	20名増

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員5名がおります。

## 8. 企業結合の状況

### (1) 子法人等の状況

当社の子法人等は、子会社である下記クレスコ・イー・ソリューション株式会社及びワイヤレステクノロジー株式会社の2社であります。

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
クレスコ・イー・ソリューション株式会社	200,000千円	97.5%	ERPソリューション事業
ワイヤレステクノロジー株式会社	50,000千円	87.5%	近距離無線技術商品化及びソフトウェア、ハードウェア開発・販売

### (2) 関連会社の状況

当社の関連会社は、下記株式会社ウェイン、ビュルガーコンサルティング株式会社及び株式会社アプレッソの3社であります。

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウェイン	25,000千円	30.0%	ソフトウェア開発及び組込型ソフトウェア開発
ビュルガーコンサルティング株式会社	50,000千円	35.0%	情報システムコンサルティング
株式会社アプレッソ	267,000千円	45.3%	パッケージソフトウェアの製造及び販売

(3) 企業結合の経過

当社は、平成17年10月にワイヤレステクノロジー株式会社を設立し、連結子法人等といたしました。

(4) 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は11,527,760千円（前年度比3.7%増）、当期純利益は332,745千円（前年度比65.6%減）となりました。

(5) その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

## 9. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代表取締役社長	岩 崎 俊 雄	
常 務 取 締 役	谷 口 義 恵	戦略事業推進担当兼管理本部長
常 務 取 締 役	熊 澤 修 一	ソリューション本部長
取 締 役	酒 井 一 夫	ソリューション本部北海道開発センター長
取 締 役	丹 羽 蔵 王	総務人事本部長兼総務人事部長
取 締 役	佐 伯 秀 雄	ソリューション本部セキュリティソリューション統括部長
取 締 役	山 田 則 夫	経理部長
取 締 役	浦 崎 雅 博	
常 勤 監 査 役	波多腰 茂	
監 査 役	白 井 義 眞	弁護士
監 査 役	井 手 正 介	
監 査 役	小 林 樹 明	

- (注) 1. 監査役白井義眞、監査役井手正介及び監査役小林樹明は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当期中の役員の異動は次のとおりであります。
- (1) 当期中に就任した取締役
 

取締役	山 田 則 夫	平成17年6月17日就任
-----	---------	--------------
  - (2) 当期中に退任した取締役
 

取締役	後 藤 良 男	平成17年6月17日退任
-----	---------	--------------
  - (3) 当期中に役員の役職を次のとおり変更いたしました。
 

常務取締役	熊 澤 修 一	平成17年4月1日就任
-------	---------	-------------
  - (4) 当期中に役員の担当を次のとおり変更いたしました。
 

平成17年4月1日	取締役	佐 伯 秀 雄	ソリューション本部ソリューション開発統括部長
平成17年10月1日	常務取締役	谷 口 義 恵	戦略事業推進担当兼管理本部長
	取締役	酒 井 一 夫	ソリューション本部北海道開発センター長
	取締役	丹 羽 蔵 王	総務人事本部長兼総務人事部長
	取締役	佐 伯 秀 雄	ソリューション本部セキュリティソリューション統括部長
3. 決算期末日以降の役員の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成18年4月1日をもって役員の役職を次のとおり変更いたしました。
 

取締役	谷 口 義 恵
-----	---------
  - (2) 平成18年4月1日をもって役員の担当を次のとおり変更いたしました。
 

取締役	酒 井 一 夫	戦略事業推進担当兼管理本部長
取締役	佐 伯 秀 雄	

#### 10. 会計監査人に対する報酬等の額

- (1) 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額  
13,700千円
- (2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として  
会計監査人に支払うべき報酬等の合計額  
13,700千円
- (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人として  
の報酬等の額  
13,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、(3)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 11. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年3月9日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおり連結子法人等を設立し、その概要は次のとおりであります。

- (1) 商号  
株式会社クレスコ・コミュニケーションズ
- (2) 主要な事業内容  
企業サイトのプログ化推進及びサイト監視サービスの提供
- (3) 設立年月日  
平成18年4月3日
- (4) 資本金  
50,000千円
- (5) 持株割合  
90%
- (6) 発行済株式数  
1,000株

- 
- (注) 1. 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。  
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,928,708	流動負債	1,713,571
1. 現金及び預金	1,825,366	1. 買掛金	820,266
2. 受取手形及び売掛金	2,423,443	2. 一年以内返済予定の長期借入金	30,000
3. たな卸資産	141,825	3. 一年以内償還予定の社債	40,000
4. 前払費用	141,394	4. 未払金	167,245
5. 未収入金	170,861	5. 未払法人税等	45,927
6. 繰延税金資産	186,499	6. 未払事業所税	11,452
7. その他	39,317	7. 未払消費税等	77,900
固定資産	9,151,385	8. 賞与引当金	385,509
1. 有形固定資産	1,792,169	9. その他	135,270
(1) 建物	764,366	固定負債	2,221,701
(2) 工具器具備品	111,185	1. 社債	210,000
(3) 土地	916,617	2. 長期借入金	82,500
2. 無形固定資産	564,135	3. 退職給付引当金	487,799
(1) ソフトウェア	553,483	4. 役員退職慰労引当金	150,966
(2) その他	10,651	5. 預り保証金	172,010
3. 投資その他の資産	6,795,081	6. 繰延税金負債	1,118,424
(1) 投資有価証券	6,116,090	負債合計	3,935,273
(2) 敷金保証金	257,913	少数株主持分	
(3) 保険積立金	256,197	少数株主持分	15,992
(4) 繰延税金資産	25,299	資本の部	
(5) その他	176,030	資本金	2,514,875
(6) 貸倒引当金	36,450	資本剰余金	2,998,808
資産合計	14,080,094	利益剰余金	3,544,232
		その他有価証券評価差額金	2,101,049
		自己株式	1,030,138
		資本合計	10,128,828
		負債、少数株主持分及び資本合計	14,080,094

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成17年4月1日  
至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,527,760
売 上 原 価		9,796,149
売 上 総 利 益		1,731,611
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,167,181
営 業 利 益		564,429
営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	58,972	
2. 受 取 配 当 金	62,953	
3. 有 価 証 券 売 却 益	98,008	
4. 不 動 産 賃 貸 収 入	201,955	
5. そ の 他	14,205	436,094
営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	1,935	
2. 不 動 産 賃 貸 費 用	117,838	
3. 持 分 法 に よ る 投 資 損 失	15,563	
4. そ の 他	3,610	138,947
経 常 利 益		861,575
特 別 利 益		
1. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,599	
2. 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	16,324	
3. そ の 他	946	21,870
特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 除 却 損	9,059	
2. ソ フ ト ウ ェ ア 評 価 損	60,567	
3. 事 務 所 移 転 費 用	20,283	
4. ソ フ ト ウ ェ ア 開 発 中 止 損 失	168,606	
5. ソ フ ト ウ ェ ア 開 発 遅 延 損 害 賠 償 金	55,000	
6. そ の 他	14,025	327,541
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		555,904
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	234,220	
法 人 税 等 調 整 額	11,328	222,892
少 数 株 主 利 益		266
当 期 純 利 益		332,745

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数	2社
連結子法人等の名称	クレスコ・イー・ソリューション株式会社 ワイヤレステクノロジー株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	3社
持分法適用関連会社の名称	株式会社ウェイン ビュルガーコンサルティング株式会社 株式会社アプレッソ

#### (3) 連結子法人等又は持分法適用関連会社の事業年度に関する事項

連結子法人等及び持分法適用関連会社のうち株式会社アプレッソ（決算日は6月30日）以外の会社の事業年度末日と連結決算日は一致していません。

株式会社アプレッソにつきましては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 2. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券.....時価法（売却原価は移動平均法により算定）  
によっております。

その他有価証券

時価のあるもの.....連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの.....移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品.....個別法による原価法によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産.....定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアは販売可能有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用.....定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金.....当社及び連結子法人等は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金.....当社及び連結子法人等は従業員に対する賞与の支給に充てるため、所定の計算方法による支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- 退職給付引当金.....当社は従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
数理計算上の差異については、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金.....当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(7) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債につきましては、全面時価評価法によるおります。

3. 追加情報

「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成18年3月30日 企業会計基準委員会実務対応報告第17号）に基づき、顧客からの外注先指定に伴う取次ぎ取引につきましては、従来、当該顧客との取引高を売上高に、それに係る外注費の支払いを売上原価に計上する両建て処理にて会計処理を行ってまいりましたが、当該取引につきましては、純額処理が企業活動の実態をより合理的に表すものであるため、当連結会計年度より利益相当分を売上高に計上する方法に変更いたしました。

この変更により、売上高及び売上原価はそれぞれ848,952千円減少しましたが、売上総利益に与える影響はありません。



#### 4．連結貸借対照表注記

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                     | 501,789千円 |
| (2) 連結貸借対照表に計上いたしました固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等があります。 |           |

#### 5．連結損益計算書注記

1株当たり当期純利益	47円53銭
算定上の基礎	
連結損益計算書上の当期純利益	332,745千円
普通株主に帰属しない金額	23,287千円
(利益処分による役員賞与金)	
普通株式に係る当期純利益	309,458千円
普通株式の期中平均株式数	6,510,132株

## 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,277,744	流 動 負 債	1,507,190
1. 現 金 及 び 預 金	1,423,389	1. 買 掛 金	789,159
2. 売 掛 金	2,217,625	2. 一年以内償還予定の社債	40,000
3. 仕 掛 品	138,781	3. 未 払 金	165,441
4. 前 払 費 用	129,565	4. 未 払 法 人 税 等	4,405
5. 未 収 入 金	173,557	5. 未 払 事 業 所 税	11,452
6. 繰 延 税 金 資 産	153,537	6. 未 払 消 費 税 等	63,316
7. そ の 他	41,287	7. 未 払 費 用	69,643
固 定 資 産	9,507,251	8. 前 受 収 益	2,329
1. 有 形 固 定 資 産	1,769,537	9. 預 り 金	24,331
(1) 建 物	750,560	10. 賞 与 引 当 金	320,018
(2) 工 具 器 具 備 品	102,360	11. そ の 他	17,093
(3) 土 地	916,617	固 定 負 債	1,976,156
2. 無 形 固 定 資 産	513,437	1. 社 債	60,000
(1) ソフトウェア	504,150	2. 退職給付引当金	487,799
(2) 電話加入権	8,674	3. 役員退職慰労引当金	150,966
(3) 電話施設利用権	612	4. 預り保証金	172,010
3. 投資その他の資産	7,224,276	5. 繰延税金負債	1,105,379
(1) 投資有価証券	5,884,684	負 債 合 計	3,483,347
(2) 関係会社株式	708,444	資 本 の 部	
(3) 敷金保証金	235,369	資 本 金	2,514,875
(4) 保険積立金	256,197	資 本 剰 余 金	2,998,808
(5) そ の 他	176,030	資 本 準 備 金	2,998,808
(6) 貸倒引当金	36,450	利 益 剰 余 金	3,717,053
資 産 合 計	13,784,996	1. 利益準備金	78,289
		2. 任意積立金	3,286,959
		(1) プログラム等準備金	69,054
		(2) 特別償却準備金	7,905
		(3) 別途積立金	3,210,000
		3. 当期末処分利益	351,804
		その他有価証券評価差額金	2,101,049
		自 己 株 式	1,030,138
		資 本 合 計	10,301,648
		負 債 ・ 資 本 合 計	13,784,996

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日  
至 平成18年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,207,527
売 上 原 価		8,752,782
売 上 総 利 益		1,454,744
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		973,727
営 業 利 益		481,016
営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	524	
2. 有 価 証 券 利 息	58,444	
3. 受 取 配 当 金	62,953	
4. 有 価 証 券 売 却 益	98,008	
5. 不 動 産 賃 貸 収 入	201,955	
6. そ の 他	15,284	437,171
営 業 外 費 用		
1. 社 債 利 息	602	
2. 不 動 産 賃 貸 費 用	117,838	
3. そ の 他	3,227	121,668
経 常 利 益		796,520
特 別 利 益		
1. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,599	
2. 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	16,058	20,657
特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 除 却 損	8,801	
2. 事 務 所 移 転 費 用	19,796	
3. ソフトウェア開発中止損失	168,606	
4. ソフトウェア開発遅延損害賠償金	55,000	
5. そ の 他	14,025	266,229
税 引 前 当 期 純 利 益		550,947
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	190,719	
法 人 税 等 調 整 額	20,669	211,388
当 期 純 利 益		339,558
前 期 繰 越 利 益		110,706
自 己 株 式 処 分 差 損		7,309
中 間 配 当 額		91,151
当 期 未 処 分 利 益		351,804

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券.....時価法（売却原価は移動平均法により算定）  
によっております。

#### その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの.....移動平均法による原価法によっております。

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法によっております。

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品.....個別法による原価法によっております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産.....定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアは販売可能有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用.....定額法によっております。

### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....従業員に対する賞与の支給に充てるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金.....従業員の退職給付の支給に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しております。

役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
この引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会実務対応報告第17号)に基づき、顧客からの外注先指定に伴う取次ぎ取引につきましては、従来、当該顧客との取引高を売上高に、それに係る外注費の支払いを売上原価に計上する両建て処理にて会計処理を行っていましたが、当該取引につきましては、純額処理が企業活動の実態をより合理的に表すものであるため、当事業年度より利益相当分を売上高に計上する方法に変更いたしました。この変更により、売上高及び売上原価はそれぞれ839,736千円減少しましたが、売上総利益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表注記

- |  |   |           |
|--|---|-----------|
| (1) 関係会社に対する金銭債権債務                                   | 短期金銭債権  | 8,968千円   |
|  | 短期金銭債務  | 66,545千円  |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                                   |   | 479,916千円 |
| (3) 貸借対照表に計上いたしました固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等があります。 |   |           |
| (4) 配当制限   |   |           |
|  | 旧商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は、2,101,049千円であります。 |           |

#### 4. 損益計算書注記

(1) 関係会社との取引	売上高	49,530千円
	仕入高	120,777千円
	営業外収益	2,598千円
	資産売却高	3,557千円
	資産購入高	1,874千円
(2) 1株当たり当期純利益		49円85銭
算定上の基礎		
損益計算書上の当期純利益		339,558千円
普通株主に帰属しない金額 (利益処分による役員賞与金)		15,000千円
普通株式に係る当期純利益		324,558千円
普通株式の期中平均株式数		6,510,132株

## 利益処分案

(単位：円)

当期未処分利益		351,804,777
任意積立金取崩額		
プログラム等準備金取崩額	21,123,000	
特別償却準備金取崩額	5,054,261	26,177,261
合計		377,982,038
これを次のとおり処分いたします。		
利益配当金	97,959,540	
(1株につき15円)		
役員賞与金	15,000,000	
(うち監査役賞与金)	(1,300,000)	
任意積立金		
別途積立金	150,000,000	262,959,540
次期繰越利益		115,022,498

(注) 平成17年12月5日に1株につき14円、総額91,151,116円の間配当を実施いたしました。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月22日

株式会社クレスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮野定夫	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮澤正則	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	朝貝省吾	㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社クレスコの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社クレスコ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月29日

株式会社クレスコ 監査役会

監査役(常勤) 波多腰 茂 ㊟

監査役 臼井義真 ㊟

監査役 井手正介 ㊟

監査役 小林樹明 ㊟

(注) 監査役臼井義真、監査役井手正介、監査役小林樹明は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月22日

株式会社クレスコ

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宮 野 定 夫 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宮 澤 正 則 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	朝 貝 省 吾 ㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社クレスコの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月29日

株式会社クレスコ 監査役会

監査役(常勤)	波多腰	茂	Ⓜ
監査役	臼井	義真	Ⓜ
監査役	井手	正介	Ⓜ
監査役	小林	樹明	Ⓜ

(注) 監査役臼井義真、監査役井手正介、監査役小林樹明は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

64,279個

## 2. 議案及び参考書類

### 第1号議案 第18期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（23頁）に記載のとおりであります。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を維持することを基本方針としております。配当に関しましては、当社の経常利益をもとに特別損益を零とした場合に算出される当期純利益の40%を継続的に実現することを目指してまいります。

当期の利益配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきます。

また、昨年12月に1株につき14円の間配当金をお支払いいたしましたので、年間の支払配当金合計は1株につき29円となります。

当期の役員賞与金につきましては、期末時の取締役8名及び監査役4名に対し、役員賞与金15,000,000円（うち監査役賞与金1,300,000円）を支給したいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1)「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。

変更案第27条（取締役会の決議の省略）：取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。

変更案第31条（取締役の責任免除）・同第42条（監査役の責任免除）：取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得ようその責任を法令の限度における範囲にとどめるものとし、また社外取締役及び社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。なお、変更案第31条の新設につきましては、監査役会の監査役全員の一致による同意を得ております。

変更案第47条（会計監査人の責任免除）：「会社法」の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、社外取締役及び社外監査役とのバランスを考慮し、同様の責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

- (2) 取締役会長及び取締役社長の役割を見直し、株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を、現行の取締役社長から取締役会長または取締役社長に変更することに伴い、変更案第15条及び第24条とするものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(公告) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、17,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の買受け) 第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、17,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって<u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の<u>株式の数</u>は、100 株とする。</p> <p>2. <u>当社は 1 単元未満の株式については株券を発行しない。</u></p> <p>(端株原簿への不記載)</p> <p>第 8 条 当社は、1 株未満の<u>端数についてこれを端株として端株原簿に記載しない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の<u>株式数</u>は、100 株とする。</p> <p>(2. 第 8 条第 2 項へ移行)</p> <p>(削 る)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 9 条 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 10 条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類ならびに株式の<u>名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の決議において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集および招集者)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(2. 第15条へ移行)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長または取締役社長に差支があるときまたは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長または取締役社長に差支があるときまたは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)  第17条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名押印または電子署名する。  2. (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会  (新設)</p> <p>(員数)  第18条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)  第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。  2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。  3. (条文省略)</p> <p>(任期)  第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。  2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第21条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を定める。  2. 取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長を置くほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名置くことができる。</p>	<p>(議事録)  第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。  2. (現行通り)</p> <p>第4章 取締役および取締役会  (取締役会の設置)  第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)  第20条 (現行通り)</p> <p>(取締役の選任)  第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。  3. (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)  第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第23条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。  2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。  3. 取締役会はその決議によって取締役社長を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集および議長)  第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u>  2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u>  3. <u>取締役会の招集通知は、会日から5日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)  第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長または取締役社長に差支があるときまたは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u>  (3. 第25条へ移行)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)  第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)  第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  第27条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)  第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)  第29条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会規程)  第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の報酬等)  第30条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(報酬および退職慰労金)  第24条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって終了する。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべきときまでとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 (現行通り)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 (現行通り)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を持って行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程) 第30条 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第40条 (現行通り)</p> <p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の設置) 第43条 当社は会計監査人を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任) 第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第32条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第33条 利益配当は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第34条 当社は取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第35条 利益配当金及び中間配当金が支払い確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 第27条の規定にかかわらず平成15年6月開催の定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は従前の任期とする。なお、本条はこれに該当する全ての監査役の任期到来後これを削除する。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第47条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第49条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第50条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第51条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(削 る)</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役岩崎俊雄、谷口義恵、酒井一夫、佐伯秀雄、浦崎雅博の5氏が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
1	岩崎俊雄 (昭和15年11月30日生)	昭和63年4月 当社設立に伴い代表取締役社長 平成10年6月 当社代表取締役会長 平成14年3月 当社代表取締役会長兼社長 平成16年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	株 1,039,132
2	谷口義恵 (昭和28年10月16日生)	平成4年10月 当社オープンシステム事業部長 平成5年6月 当社取締役オープンシステム事業部長 平成10年6月 当社常務取締役オープンシステム事業部長 平成11年4月 当社常務取締役事業本部長 平成12年10月 当社常務取締役事業本部長兼事業企画部長 平成13年4月 当社専務取締役第一事業本部長兼事業推進室長 平成14年3月 当社常務取締役第一事業本部長兼オープンシステム事業部長兼事業推進室長 平成14年4月 当社常務取締役ソリューション本部長 平成15年4月 当社専務取締役ソリューション本部長 平成16年4月 当社常務取締役事業推進本部長兼ナレッジマネジメント推進部長 平成17年10月 当社常務取締役戦略事業推進担当兼管理本部長 平成18年4月 当社取締役兼クレスコ・イー・ソリューション株式会社代表取締役社長 現在に至る	株 28,656

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
3	酒 井 一 夫 (昭和24年8月27日生)	平成7年4月 当社ソフトウェア事業部副事業部長 平成8年4月 当社ソフトウェア事業部長 平成9年6月 当社取締役ソフトウェア事業部長 平成11年4月 当社取締役システム事業部長 平成12年10月 当社取締役ビジネスソリューション事業部長 平成13年4月 当社常務取締役第二事業本部長兼ネットワークビジネスセンター長 平成14年3月 当社取締役第二事業本部長兼ネットワークビジネスセンター長 平成14年4月 当社取締役事業推進本部長兼人材開発部長 平成15年4月 当社常務取締役事業推進本部長兼人材開発部長 平成16年4月 当社取締役関連事業本部長 平成16年6月 当社取締役関連事業本部長兼経営企画室長 平成17年10月 当社取締役ソリューション本部北海道開発センター長 平成18年4月 当社取締役戦略事業推進担当兼管理本部長 現在に至る	株 33,468
4	浦 崎 雅 博 (昭和22年12月4日生)	昭和63年4月 当社設立に伴い代表取締役専務 平成元年5月 当社専務取締役 平成8年4月 当社取締役副社長 平成10年6月 当社代表取締役社長 平成14年3月 当社取締役副会長 平成16年4月 当社取締役特別顧問 現在に至る	株 740,016
5	吉 田 俊 博 (昭和26年5月5日生)	昭和50年4月 株式会社日立製作所入社 昭和53年1月 日本アイビーエム株式会社入社 平成5年3月 マジネットワークス株式会社入社 平成10年1月 レメディー株式会社入社 平成13年2月 日本イービーエックス株式会社入社 平成15年5月 インテンシアジャパン株式会社入社 平成18年1月 当社経営企画室長 平成18年4月 当社社長室長 現在に至る	株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
6	根元浩幸 (昭和35年2月12日生)	昭和59年4月 朝日ビジネスコンサルタント株式会社入社 昭和62年1月 株式会社メディアリサーチ入社 平成10年4月 当社オープンシステム事業部システム技術部長 平成11年4月 当社金融ソリューションセンター長 平成14年4月 当社ソリューション本部フィナンシャル・ソリューション事業部長 平成18年4月 当社ソリューション本部長補佐兼セキュリティソリューション統括部長 現在に至る	株 1,716

- (注) 1. 印は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもちまして任期満了となり退任される取締役佐伯秀雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従って退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期及び方法等については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
佐伯秀雄	平成16年6月 当社取締役 現在に至る

以上



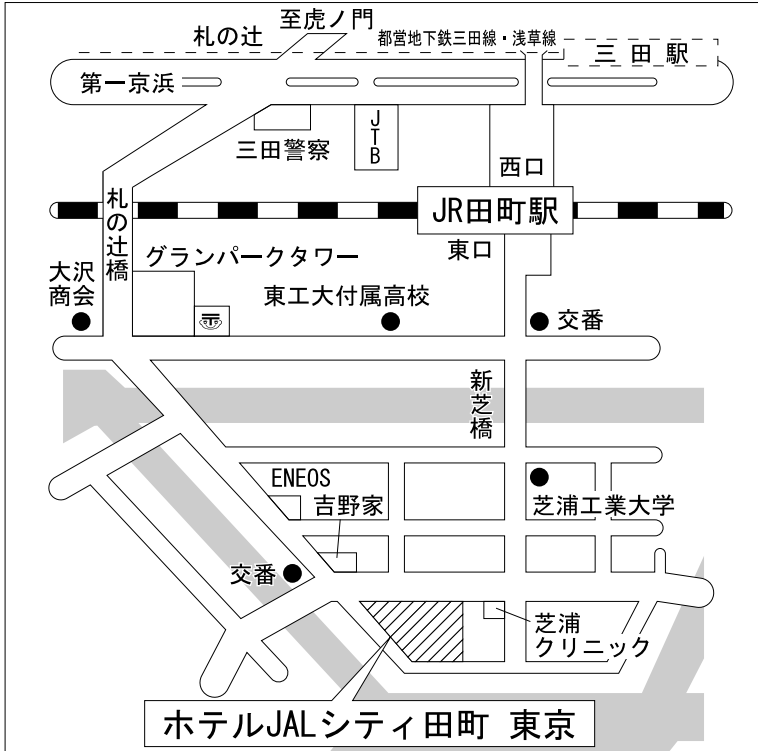
< メモ欄 >

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝浦三丁目16番18号  
ホテルJALシティ田町 東京 地下1階  
鳳凰の間  
電話 03-5444-0202 (代)



交通 J R: 山手線・京浜東北線「田町駅」下車 徒歩8分  
地下鉄: 都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」下車 徒歩12分